



2017.07.02

64-070

# 乗員速報



日本航空乗員組合

TEL 03-6423-2461

FAX 03-5757-0279

mail: [jfu64@e-jfu.com](mailto:jfu64@e-jfu.com)

HP: [www.e-jfu.com](http://www.e-jfu.com)

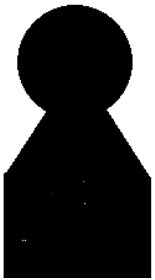
シリーズ「不当労働行為判決を読み解く」③

**“担当者の見込みの発言”と、“機構としての正式な確定見解”とでは、その重みも及ぼす影響も全く異なる！**



東京高裁判決

ポイント2：飯塚発言は目新しくなくても、その意味合いが全く違った。



会社の主張

争議権を確立した場合、「運航に支障が出る可能性が高いので出資を撤回する」ということは、事前の団体交渉等で、すでに表明していました。

飯塚ディレクターの発言も同様の内容なので、組合にとっても全く予想外の内容を、突然伝えたわけではありません。だから、この飯塚ディレクターの発言は不当労働行為ではありません。



会社の主張は、「以前から団交で、世間が理解できなければ、機構として支援を継続できず、出資を撤回せざるを得ないと言っていた。飯塚ディレクターの発言は、それと同様の内容であり、そんなに驚くようなものじゃない。だから不当労働行為じゃない。」みたいな感じだけど？ そうなの？

え～っ！

「機構としての正式な見解です。」って言うから、職場は、あれだけ混乱したんじゃないの？ 個人の見込みと機構の見解、同じ訳ないでしょ！



「運航に支障が出るようなら出資しないという趣旨の発言は、それまでもしていたから、組合がびっくりするような話じゃない」というのが会社の主張なんですね。



それに対する東京高裁の判断を解説していきます。

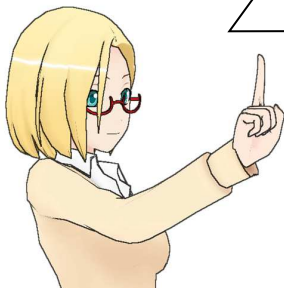


まず！  
飯塚ディレクターの発言は、「乗員組合が投票で争議権を確立した段階」で出資をしないという内容です。  
一方、それまでの団体交渉での発言は「実際に争議行為によって運航に支障が生じた段階」を前提としているものでした。つまり根本的にそのフェーズが異なっているのです。

さらに！  
団体交渉での発言は「世間が理解できなければ機構として支援を継続できず、出資を撤回せざるを得ない。」という、あくまで担当者の見込みでした。  
一方、飯塚ディレクターの発言は、機構の正式な見解として「争議権が確立されたら、3500億円の出資はできない。」と、あたかも機構の決定事項のようでした。担当者の見込みと、機構の正式見解では、その重みも及ぼす影響も全く異なりますから、それまでの発言とは比較できない重大な意味合いを持っていたのです。



すなわち、  
争議権投票を行っている最中に、争議権を確立しただけで、出資が撤回され、会社更生が頓挫して、会社がなくなってしまう状況に追い込まれるという発言は、乗員組合にとっては予想を超えた発言でした。  
そのことは、飯塚発言の内容が社内に周知されたことで、組合員らに大きな衝撃と動揺が広がり、乗員組合では争議権投票を中止せざるを得なかったことから明らかなのです。



**したがって、飯塚ディレクターの発言が乗員組合にとって全く目新しいものではなく、乗員組合の運営に介入するものではなかった、という会社の主張を採用することはできない。（東京高裁）**

